

「特定生産緑地」指定で農地保全を

乙訓農業委員会協議会と府農業会議が合同で研修会

制度改正踏まえ都市農家の相続に対応

農業委員会の役割を確認

府の施策に農家の意向反映へ

生産緑地法の改正を受け、農業委員会として都市農地の保全対策を強化する

ため、乙訓農業委員会協議会と京都府農業会議は5日、合同研修会を開催した。



研修では、全国農業会議所の原修吉専門相談員が「生産緑地法の改正と農業委員会の役割」と題して講演。原氏は、農業委員会として早期に農業者への啓発活動に取り組む必要性を強調した。

農業者に正確な情報伝達を

解説

都市農業の安定的な継続のために

は、農家が特定生産緑地制度や関連税制の内容を十分理解し、今後の農地保全と農業継続の方向を家族で話し合う必要がある。

府内の生産緑地の大半は2022年に特定生産緑地の指定期限を迎える。特定生産緑地を選択すれば、固定資産税は農地課税が継続し、次回の相続で相続税納税猶予制度の適用が受けら

調した。
併せて、農業会議から府内13農業委員会で昨年12月から1月にかけて実施した「都市農業の実態把握のためのアンケート調査」の結果について報告。地域ごとに委員らでつくる「地区連絡会議」を中心に農家相談の活動を強化しながら、来年度以降の京都府の都市農業振興施策に都市農家の意向を反映させていくため、農業委員会と農業会議が連携して今後の取り組みを推進していくことを確認した。

れる。
都市地域の農業委員会や農業会議には、農業者に正確な情報を伝え、農家相談を強化していくことが求められる。

⑤講演する原相談員

⑥熱心に質問する参加者